

# 四半期報告書

(第69期第2四半期)

自 平成23年4月1日  
至 平成23年6月30日

株式会社 三陽商会

(E00593)

第69期第2四半期（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）

# 四半期報告書

- 本書は金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成23年8月12日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 三陽商会

# 目 次

	頁
表 紙 .....	1
第一部 企業情報 .....	2
第1 企業の概況 .....	2
1 主要な経営指標等の推移 .....	2
2 事業の内容 .....	3
3 関係会社の状況 .....	3
4 従業員の状況 .....	3
第2 事業の状況 .....	4
1 生産、受注及び販売の状況 .....	4
2 事業等のリスク .....	4
3 経営上の重要な契約等 .....	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	5
第3 設備の状況 .....	10
第4 提出会社の状況 .....	11
1 株式等の状況 .....	11
(1) 株式の総数等 .....	11
(2) 新株予約権等の状況 .....	11
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	11
(4) ライツプランの内容 .....	11
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	11
(6) 大株主の状況 .....	12
(7) 議決権の状況 .....	13
2 株価の推移 .....	13
3 役員の状況 .....	13
第5 経理の状況 .....	14
1 四半期連結財務諸表 .....	15
(1) 四半期連結貸借対照表 .....	15
(2) 四半期連結損益計算書 .....	17
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 .....	19
2 その他 .....	25
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	26
[四半期レビュー報告書] .....	巻末

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月12日
【四半期会計期間】	第69期第2四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
【会社名】	株式会社三陽商会
【英訳名】	SANYO SHOKAI LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼社長執行役員 杉 浦 昌 彦
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号
【電話番号】	東京03(6453)局3400番(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務本部 経理部長 中 島 和 也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号
【電話番号】	東京03(6453)局3400番(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務本部 経理部長 中 島 和 也
【縦覧に供する場所】	株式会社三陽商会 大阪支店 (大阪市中央区久太郎町二丁目4番11号クラボウアネックスビル8階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第2四半期連結 累計期間	第69期 第2四半期連結 累計期間	第68期 第2四半期連結 会計期間	第69期 第2四半期連結 会計期間	第68期
会計期間	自平成22年 1月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 1月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
売上高（百万円）	52,160	47,709	25,765	24,283	112,057
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	267	△594	△600	△760	2,067
当期純利益又は四半期純損失 （△）（百万円）	△27	△1,101	△489	△628	750
純資産額（百万円）	—	—	48,100	46,201	49,495
総資産額（百万円）	—	—	97,751	95,443	102,271
1株当たり純資産額（円）	—	—	382.40	367.40	393.56
1株当たり当期純利益又は四半期 純損失金額（△）（円）	△0.21	△8.76	△3.88	△4.99	5.97
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	—	—	49.2	48.4	48.4
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	3,965	△152	—	—	5,494
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△264	△676	—	—	△1,255
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△4,661	△1,074	—	—	△3,601
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	—	7,175	6,854	8,745
従業員数（人）	—	—	1,970	1,878	1,895

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数（人）	1,878（4,800）
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第2四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数（人）	1,806（4,629）
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第2四半期会計期間の平均雇用人員であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおり、アパレルを核とするファッション関連事業の単一セグメントであります。生産実績、販売実績については従来どおり、紳士服・洋品、婦人子供服・洋品、服飾品他の3区分で示しております。

#### (1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績は次のとおりであります。

区分	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	前年同四半期比 (%)
紳士服・洋品 (百万円)	2,925	84.6
婦人子供服・洋品 (百万円)	6,423	98.7
服飾品他 (百万円)	733	59.9
合計 (百万円)	10,082	90.1

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績は次のとおりであります。

区分	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	前年同四半期比 (%)
紳士服・洋品 (百万円)	9,295	100.6
婦人子供服・洋品 (百万円)	13,416	94.0
服飾品他 (百万円)	1,571	69.6
合計 (百万円)	24,283	94.2

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

### (1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間（平成23年4月1日～平成23年6月30日）におけるわが国経済は、緩やかに回復しつつあるものの、雇用情勢や所得環境は依然として厳しい状況が続いております。また、3月11日に発生しました東日本大震災、原子力発電所事故の影響により、東日本を中心に経済活動が停滞し、国内景気と個人消費は先行き不透明な状況で推移いたしました。

当アパレル業界におきましても、消費者の生活防衛意識は依然として強く、また震災、原発事故の影響による消費マインドの冷え込みや、訪日観光客の減少など、厳しい状況が続きました。

このような経営環境のなかで、当社グループは従来からの方針に基づく積極的な営業活動を展開すると同時に、商品企画、販路の見直しや柔軟な生産調整等、環境変化に対応した経営に注力してまいりました。また、業務の一層の効率化を追求するとともに、「中期経営ビジョン2009」の実現に向け、前期「今後の成長戦略」を取り纏め、事業の選択と集中を基本方針に、業績の向上に努めてまいりました。

この結果、当社グループの当第2四半期連結会計期間における売上高は242億8千3百万円（前年同期比5.8%減）、営業損失は6億8千3百万円（前年同期は6億3千9百万円の営業損失）、経常損失は7億6千万円（前年同期は6億円の経常損失）、四半期純損失は6億2千8百万円（前年同期は4億8千9百万円の四半期純損失）となりました。

### (2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における資産総額は、前連結会計年度末に比べ68億2千8百万円減少し、954億4千3百万円となりました。これは商品及び製品が26億7千8百万円増加しましたが、売上債権が63億6千5百万円、現金及び預金が18億9千1百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

負債総額は前連結会計年度末に比べ35億3千3百万円減少し、492億4千1百万円となりました。これは仕入債務が29億4千5百万円減少したこと等によるものであります。

また、純資産は利益剰余金が26億1千万円、その他有価証券評価差額金が6億9千3百万円それぞれ減少したこと等により462億1百万円となりました。

この結果、自己資本比率は48.4%となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、第1四半期連結会計期間末に比べ2億2千8百万円増加し、68億5千4百万円となりました。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、前第2四半期連結会計期間と比較して40億5百万円減少し、13億1千6百万円の支出となりました。これは売上債権の増加により3億3千8百万円減少したこと（前年同期は7億8千6百万円の減少による増加）や、法人税等の還付による収入が2千9百万円（前年同期は14億1千6百万円の収入）に留まったこと等によるものであります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、前第2四半期連結会計期間と比較して1億4千4百万円増加し、1億2千2百万円の支出となりました。これは有形固定資産の取得による支出が1億4千3百万円（前年同期は2億4千7百万円の支出）に留まったこと等によるものであります。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、前第2四半期連結会計期間と比較して60億6千6百万円増加し、16億7千4百万円の収入となりました。これは短期借入れによる収入が20億円（前年同期は40億円の返済）あったこと等によるものであります。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。また、新たに生じた課題はありません。

会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）

①会社の支配に関する基本方針の内容について

(イ)当社の企業理念、CSR基本方針及び経営ビジョン

当社は、当社の企業理念、CSR基本方針及び経営ビジョンについて、以下のとおりを考えております。

(企業理念)

「真・善・美」を社是とし、ファッションを通じ美しく豊かな生活文化を創造し、社会の発展に貢献することを経営理念としています。

(CSR基本方針)

ファッション製品を製造販売する事業活動を通じ、三陽商会の社会的存在意義を常に考えつつ、社会に有用な製品・サービスを提供することで、企業価値の持続的向上を追求することが、当社の社会に対する責任の基本であると考えます。

事業活動の遂行においては、株主、顧客、社員、仕入先、得意先、地域社会、その他の当社に関連する全ての方々の満足と信頼を獲得することを念頭に、誠実で健全な、社会的に正しい行動をとることを基本と考えます。

(経営ビジョン)

「HAPPY創造企業」をめざして

優れた品質に裏打ちされたファッション感度の高いアパレル製品と価値あるサービスをお客様に提供することによって「HAPPY」を創造し続ける「オンリーワン企業」をめざします。

当社が創造する「HAPPY」とは、すべてのステイクホルダーと共に歩み、一人ひとりの夢を実現していくことと考えます。

- ・株主と共に 透明性と安定性が高い経営
- ・顧客と共に 「品質」と「サービス」の向上による「顧客満足」
- ・社員と共に 社員一人ひとりが感じる「やりがい」
- ・取引先と共に 信頼関係の構築と「Win-Win」の関係
- ・社会と共に 地域社会への貢献と環境への配慮

そしてこの考え方に立脚して以下の方針を「経営ビジョン」に盛り込んでおります。

1. 事業構造の変革と既存事業の効率化・質の向上の実現

新販路の更なる拡大及びブランド軸経営の強化をめざし、これら事業を支える組織・人事体制の整備を行います。また事業構造の変革に資するM&Aも検討してまいります。

2. 企画提案力の強化と顧客価値の創造

お客様が求める、より良いもの創りと、お客様が感動するサービスの提供を実現いたします。

3. 効率経営の推進

経営資源の傾斜配分による事業と投資の選択と集中に努め、また採算管理の徹底を推進いたします。

4. 社会の一員としての使命を果たす企業への成長

コンプライアンス経営を実践し、安全で安心な商品及びサービスの提供を常に心掛けると共に、環境に配慮した経営を実践いたします。

当社はこのような企業理念、CSR基本方針及び経営ビジョンこそが当社の企業価値及び株主共同の利益の源泉に他ならないと考えております。

(ロ)基本方針の内容

当社は、昭和46年7月より、株式を東京証券取引所へ上場、市場に公開しております。上場会社である以上、当社取締役会が、当社株主の皆様及び投資家の皆様による当社株式の売買を妨げることはありません。当社取締役会といたしましては、上記(イ)「当社の企業理念、CSR基本方針及び経営ビジョン」で述べた当社の企業理念、CSR基本方針及び経営ビジョンを背景に、中長期的視点から当社の企業価値及び株主共同の利益の向上をめざし、これによって当社株主の皆様が長期的かつ継続的に当社の経営方針に賛同し、当社への投資を継続していただくために邁進いたしますが、大規模買付者が出現した場合、当該大規模買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切であるか否かの判断につきましては、最終的には当社株主の皆様ご意思に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為又はこれに類する行為の中には、その目的・態様等から見て企業価値及び株主共同の利益を毀損するもの、大規模買付行為又はこれに類する行為に応じることを対象会社の株主に強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対し大規模買付行為又はこれに類する行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、取締役会や株主による買付条件等の検討や対象会社の取締役会の代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様ご判断に委ねるべき前提を欠くものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げるような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような大規模買付行

為に対しては、当社株主の皆様の事前の承認や、当社株主の皆様の意思決定に基づき、当社取締役会が、法令及び定款によって許容される限度において当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じるべきであると考え、これを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

②会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みについて

当社では、上記①(イ)「当社の企業理念、CSR基本方針及び経営ビジョン」で述べた、当社の企業理念、CSR基本方針及び経営ビジョンの下、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。「中期経営ビジョン2009」においては、百貨店得意先グループとの取組み強化に加え、新販路への積極的展開、中国等の海外事業への取組みからなる「販路戦略」、ブランド価値の最大活用と核ブランド群の育成、時代性を捉えた新ブランドと新商品の開発及びお客様とブランドを結ぶサービスの向上からなる「ブランド戦略」、事業運営の効率化、ロジスティクスの更なる進化、組織体制の見直しと人材の育成に加え、当社のステイクホルダーの皆様と共に歩む経営をめざしたCSR経営の強化からなる「経営基盤強化に向けた施策」を3つの重点戦略としており、この「中期経営ビジョン2009」を着実に実行していくことが当社の企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益の最大化に資すると考えております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンス体制の充実に向けた取組みを経営上の最重要課題のひとつと認識しております。平成19年3月29日開催の定時株主総会より、取締役会における迅速な意思決定と業務監督機能の強化を図るため、取締役の人数を6名にするとともに、内1名を社外取締役といたしました。監査役につきましても常勤監査役2名、社外監査役3名の体制といたしました。更に、平成22年3月30日開催の定時株主総会において、6名の取締役に加えて、あらたに2名の社外取締役を増員する議案を提出し承認され、経営体制の一層の充実・強化を図りました。内部統制体制の整備・強化につきましては、内部統制委員会及び内部統制推進室を設置し、また監査役、内部監査室とも連携し、会社法及び金融商品取引法への対応にとどまらず、業務改革の視点からも整備を強力に進めております。

③会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、平成23年2月14日開催の取締役会において、上記①「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べたような会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成20年3月28日開催の当社定時株主総会の決議に基づき導入した当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の内容を、平成23年3月開催の当社定時株主総会の承認を得ることを条件に、一部改定した上で継続することを全取締役の賛成により決定しました。(以下、改定後の対応方針を「本対応方針」といいます。)本対応方針は平成23年3月30日開催の当社定時株主総会において承認の決議を得ております。

その具体的内容は以下のとおりです。

大規模買付行為に関する基本的考え方

もとより、当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも少なくありません。そのような大規模買付行為に対しては、当社として、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上が妨げられるような事態が生ずることのないように、上記①「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べたような基本方針に基づき、予め何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。もっとも、当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害する大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様に委ねられるべきものと考えております。

上記のように、大規模買付行為に対する最終的な判断が当社株主の皆様に委ねられるべき場合において、これに対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様に十分な情報提供がなされ、かつ、熟慮に必要な十分な時間が与えられる必要があります。このような観点から、本対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を行うこと、及び、当社株主の皆様のための熟慮に必要な時間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないことを求めることを基本としております。

なお、上記②「会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みについて」で述べた当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みに鑑みれば、大規模買付者からのみならず、当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が大規模買付行為の買付対価をはじめとした諸条件の妥当性等を判断する上で、役立つものと考えられます。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆様がより適切な判断を下せるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、かかる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ公表いたします。そして、当社取締役会が必要と判断した場合には、当社取締役会は大規模買付者との交渉や当社株主の皆様への代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の基本的な考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当該ルールの違反のみをもって、一定の対抗措置を講じることができることといたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うような大規模買付行為に対してまで萎縮的効果を及ぼしこれを制限してしまう事態を、未然に防止できることにもなると考えております。

なお、大規模買付ルールの詳細については、当社ホームページ(<http://www.sanyo-shokai.co.jp/>)に掲載している平成23年2月14日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部改定及び継続について」をご覧ください。

- ④本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（1.企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2.事前開示・株主意思の原則、3.必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有していると同時に、上記①「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べた基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

また、本対応方針は、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

- (イ)当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当該大規模買付行為に対する当社取締役会の意見や当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

- (ロ)株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、平成23年3月30日開催の当社定時株主総会において、本対応方針を議案としてお諮りし、承認の決議を得ております。そのため、本対応方針の内容は、当社株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。

さらに、取締役会の選択により株主意思の確認手続として株主総会が開催される場合には、対抗措置の発動は、当社株主の皆様の直接の意思に依拠することになりますし、また、取締役会が独立委員会への諮問を選択した場合も、株主総会から授権された独立委員会が対抗措置発動の要否を取締役に勧告するものです。

- (ハ)独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応方針の運用に関し、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆様のために客観的かつ合理的な判断に基づき、当社取締役会に対し勧告を行う諮問機関として、株主総会から授権された独立委員会を設置します。

また、独立委員会の委員は3名以上6名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の業務執行を行う経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者、社外の経営者の中から、取締役会の決議により選任されます。

- (ニ)合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを十分に確保しているものといえます。

- (ホ)取締役の恣意的判断防止のための措置

本対応方針においては、取締役会は株主総会の意思を直接確認し、又は、株主総会から授権された独立委員会の勧告を最大限尊重するように設定されております。このように、大規模買付ルールが遵守された場合の対抗策の発動について、対抗措置の発動は当社株主の皆様が意思又は独立委員会の勧告に基づきなされるものであり、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

- (ヘ)デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止

することができるものとされておりますので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

特記事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	126,229,345	126,229,345	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	126,229,345	126,229,345	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	—	126,229,345	—	15,002	—	3,800

## (6) 【大株主の状況】

平成23年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (中央三井アセット信託銀行再信託分・ 三井物産株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	7,578	6.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	5,276	4.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	4,664	3.69
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2-3-1	4,469	3.54
株式会社三越伊勢丹	東京都新宿区新宿3-14-1	3,923	3.11
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	3,606	2.86
株式会社サンウェルネス	東京都港区南青山1-24-3	3,154	2.50
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4-5-33	3,000	2.38
八木通商株式会社	大阪府大阪市中央区北浜3-1-9	2,714	2.15
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	2,704	2.14
計	—	41,090	32.55

(注) 1. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成22年7月26日付の大量保有報告書の写しの送付があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができないため上記大株主の状況には反映しておりません。

なお、その大量保有報告書の写しの内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	3,606	2.86
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	1,687	1.34
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	1,198	0.95

2. 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から平成23年4月1日付の大量保有報告書の写しの送付があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができないため上記大株主の状況には反映しておりません。

なお、その大量保有報告書の写しの内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4-5-33	4,538	3.60
中央三井アセット信託銀行株式会 社	東京都港区芝3-23-1	1,499	1.19
中央三井アセットマネジメント株 式会社	東京都港区芝3-23-1	307	0.24
日興アセットマネジメント株式会 社	東京都港区赤坂9-7-1	6,414	5.08

## (7) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 475,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 124,952,000	124,952	—
単元未満株式	普通株式 802,345	—	—
発行済株式総数	126,229,345	—	—
総株主の議決権	—	124,952	—

(注) 1 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

2 「単元未満株式」には当社所有の自己株式991株が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
㈱三陽商会	東京都港区海岸1-2-20	475,000	—	475,000	0.38
計	—	475,000	—	475,000	0.38

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	328	318	307	254	248	242
最低(円)	304	301	203	240	236	214

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,854	8,745
受取手形及び売掛金	9,318	15,683
商品及び製品	23,879	21,200
繰延税金資産	1,347	2,003
その他	1,673	1,664
貸倒引当金	△61	△94
流動資産合計	43,011	49,203
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,899	8,102
土地	18,996	18,996
その他（純額）	1,673	1,657
有形固定資産合計	※1 28,569	※1 28,755
無形固定資産		
	989	993
投資その他の資産		
投資有価証券	11,947	13,204
繰延税金資産	4,238	3,183
敷金及び保証金	6,103	6,414
その他	715	633
貸倒引当金	△131	△116
投資その他の資産合計	22,873	23,318
固定資産合計	52,432	53,067
資産合計	95,443	102,271

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,604	16,550
短期借入金	14,028	10,528
未払消費税等	32	700
未払法人税等	130	186
賞与引当金	599	597
返品調整引当金	290	790
その他	4,529	4,787
流動負債合計	33,214	34,139
固定負債		
長期借入金	11,190	14,204
長期未払金	858	883
再評価に係る繰延税金負債	1,966	1,966
退職給付引当金	1,594	1,301
その他	417	281
固定負債合計	16,027	18,635
負債合計	49,241	52,775
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	15,002	15,002
資本剰余金	10,061	10,061
利益剰余金	20,165	22,776
自己株式	△230	△230
株主資本合計	44,998	47,609
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,110	1,804
土地再評価差額金	162	162
為替換算調整勘定	△70	△84
評価・換算差額等合計	1,202	1,882
少数株主持分	—	3
純資産合計	46,201	49,495
負債純資産合計	95,443	102,271

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
売上高	52,160	47,709
売上原価	26,657	23,723
売上総利益	25,502	23,986
販売費及び一般管理費	※1 25,095	※1 24,313
営業利益又は営業損失(△)	407	△327
営業外収益		
受取利息	5	7
受取配当金	129	162
受取賃貸料	381	379
その他	79	53
営業外収益合計	596	603
営業外費用		
支払利息	154	155
賃貸費用	242	266
持分法による投資損失	280	434
その他	58	14
営業外費用合計	737	870
経常利益又は経常損失(△)	267	△594
特別利益		
貸倒引当金戻入額	32	19
投資有価証券売却益	95	—
特別利益合計	128	19
特別損失		
固定資産除却損	54	27
ゴルフ会員権評価損	—	0
減損損失	—	48
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	295
災害による損失	—	165
特別損失合計	54	539
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	341	△1,114
法人税、住民税及び事業税	58	47
法人税等調整額	316	△59
法人税等合計	374	△11
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△1,102
少数株主損失(△)	△6	△0
四半期純損失(△)	△27	△1,101

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	25,765	24,283
売上原価	13,404	12,408
売上総利益	12,361	11,875
販売費及び一般管理費	※1 13,001	※1 12,559
営業損失(△)	△639	△683
営業外収益		
受取利息	3	4
受取配当金	129	162
受取賃貸料	226	179
その他	66	46
営業外収益合計	426	392
営業外費用		
支払利息	77	78
賃貸費用	124	142
持分法による投資損失	155	234
その他	29	14
営業外費用合計	386	469
経常損失(△)	△600	△760
特別利益		
貸倒引当金戻入額	—	11
特別利益合計	—	11
特別損失		
固定資産除却損	0	14
減損損失	—	48
災害による損失	—	2
特別損失合計	0	66
税金等調整前四半期純損失(△)	△600	△815
法人税、住民税及び事業税	5	25
法人税等調整額	△111	△212
法人税等合計	△105	△186
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△628
少数株主損失(△)	△5	△0
四半期純損失(△)	△489	△628

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	341	△1,114
減価償却費	570	564
減損損失	—	48
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△179	△19
受取利息及び受取配当金	△135	△169
支払利息	154	155
持分法による投資損益(△は益)	280	434
有形固定資産除却損	54	27
投資有価証券売却損益(△は益)	△95	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	295
災害損失	—	165
返品調整引当金の増減額(△は減少)	△310	△500
賞与引当金の増減額(△は減少)	5	2
退職給付引当金の増減額(△は減少)	201	293
売上債権の増減額(△は増加)	5,407	6,352
たな卸資産の増減額(△は増加)	△675	△2,805
仕入債務の増減額(△は減少)	△3,275	△2,945
その他	274	△892
小計	2,617	△107
利息及び配当金の受取額	135	169
利息の支払額	△160	△158
法人税等の支払額	△44	△86
法人税等の還付額	1,416	29
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,965	△152
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△418	△298
投資有価証券の売却による収入	517	—
無形固定資産の取得による支出	△38	△32
事業譲受による支出	△135	—
その他	△189	△345
投資活動によるキャッシュ・フロー	△264	△676
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△4,000	1,500
長期借入れによる収入	6,000	—
長期借入金の返済による支出	△4,748	△1,014
少数株主からの払込みによる収入	9	—
配当金の支払額	△1,886	△1,509
その他	△35	△51
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,661	△1,074
現金及び現金同等物に係る換算差額	△32	12
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△992	△1,891
現金及び現金同等物の期首残高	8,167	8,745
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 7,175	※1 6,854

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)</p>
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失及び経常損失はそれぞれ192百万円増加し、税金等調整前四半期純損失は488百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は91百万円であります。</p> <p>(2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これによる損益への影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)</p>
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。</p>

	<p>当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)</p>
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積額の算定方法	一般債権に係る貸倒引当金は、前連結会計年度末に算定した貸倒実績率等から著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度の貸倒実績率等を用いて算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。 営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産で前連結会計年度末において帳簿価額を処分見込価額まで切り下げているものについては、前連結会計年度以降に著しい変化がないと認められる限り、前連結会計年度末における貸借対照表価額で計上する方法によっております。
3. 原価差異の配賦方法	標準原価を適用しているため、原価差異については、当該原価差異の棚卸資産と売上原価への配賦を年度決算と比較して簡便的に実施しております。
4. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
5. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判定に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっており、前連結会計年度末以降に経営環境等、又は、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 18,105百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 17,710百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料手当 13,521百万円	給料手当 12,909百万円
広告宣伝費 2,050	広告宣伝費 2,113
賞与引当金繰入額 428	賞与引当金繰入額 419
退職給付費用 352	退職給付費用 406
減価償却費 385	減価償却費 388
不動産賃借料 2,348	不動産賃借料 2,317

前第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料手当 6,588百万円	給料手当 6,340百万円
広告宣伝費 1,118	広告宣伝費 1,128
賞与引当金繰入額 428	賞与引当金繰入額 419
退職給付費用 173	退職給付費用 198
貸倒引当金繰入額 13	減価償却費 203
減価償却費 204	不動産賃借料 1,143
不動産賃借料 1,165	

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年6月30日現在)
現金及び預金勘定 7,175百万円	現金及び預金勘定 6,854百万円
現金及び現金同等物 7,175百万円	現金及び現金同等物 6,854百万円

## (株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 126,229千株

## 2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 475千株

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月30日 定時株主総会	普通株式	1,509	12	平成22年12月31日	平成23年3月31日	利益剰余金

(セグメント情報等)

**【事業の種類別セグメント情報】**

前第2四半期連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

全セグメントの売上高の合計及び営業損益の金額の合計額に占める「衣料品等繊維製品事業」の割合がいずれも90%を超えているため、その記載を省略しております。

前第2四半期連結累計期間（自平成22年1月1日 至平成22年6月30日）

全セグメントの売上高の合計及び営業損益の金額の合計額に占める「衣料品等繊維製品事業」の割合がいずれも90%を超えているため、その記載を省略しております。

**【所在地別セグメント情報】**

前第2四半期連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、その記載を省略しております。

前第2四半期連結累計期間（自平成22年1月1日 至平成22年6月30日）

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、その記載を省略しております。

**【海外売上高】**

前第2四半期連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満であるため、その記載を省略しております。

前第2四半期連結累計期間（自平成22年1月1日 至平成22年6月30日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満であるため、その記載を省略しております。

**【セグメント情報】**

当社グループは、アパレルを核とするファッション関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	367.40円	1株当たり純資産額	393.56円

2. 1株当たり四半期純損失金額

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	0.21円	1株当たり四半期純損失金額	8.76円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
四半期純損失(百万円)	27	1,101
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	27	1,101
期中平均株式数(千株)	125,765	125,753

前第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	3.88円	1株当たり四半期純損失金額	4.99円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
四半期純損失(百万円)	489	628
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	489	628
期中平均株式数(千株)	125,764	125,753

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っていますが、当第2四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月10日

株式会社 三陽商会  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 眞之助 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋田 英明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三陽商会の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三陽商会及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月12日

株式会社 三陽商会

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 眞之助 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻井 紀彰 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川端 美穂 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三陽商会の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三陽商会及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。